



H27.6.1～「自転車運転者講習制度」が開始されました。
講習制度の対象となる **危険行為** は下記の**14類型**です。

1 信号無視 法第7条違反	2 通行禁止道路（場所）の通行 法第8条違反 「歩行者用道路」など、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所（歩行者天国等）を通行する行為	3 歩行者用道路での徐行違反 法第9条違反 自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際、歩行者に注意を払わずに徐行しないこと
4 歩道通行や車道の右側通行等 法第17条違反 車道の右側、右側の路側帯や自転車が行き止まりの歩道を通行する行為	5 路側帯での歩行者の通行妨害 法第17条の2違反 自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度・方法で通行する行為	6 遮断踏切への立ち入り 法第33条違反 遮断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、警報器が鳴っているときに踏切に立ち入る行為
7 交差点優先車妨害（左方優先等） 法第36条違反 信号のない交差点で左から来る車両や優先道路などを通行する車両等の進行妨害をする行為	8 交差点優先車妨害（直進・左折車妨害） 法第37条違反 交差点で右折するときに、直進や左折をしようとする車両等の進行妨害行為	9 環状交差点安全進行義務違反等 法第37条の2違反 環状交差点内の通行車両等の妨害や環状交差点に入るときに徐行しないなどの行為
10 一時不停止 法第43条違反	11 歩道での歩行者妨害等 法第63条の4違反 歩道の車道寄り部分や通行指定部分を徐行しなかったり、歩行者の妨害になる場合に、一時停止しない等の行為	12 制動装置不良の自転車の運転 法第63条の9違反 ブレーキ装置が備えていなかったりブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為
13 酒酔い運転 法第65条違反 酒酔いとは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。	14 安全運転義務違反 法第70条違反 ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、かつ、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為 ※ 携帯、スマホを見ながら、又は傘さし運転で事故を起こすと対象となる場合があります。	14類型の違反を 3年以内にくり返すと・・・ 「自転車運転者講習制度 (3時間：5,700円)」 の対象となります。 (違反の検挙の対象とならない14歳未満の方は、 講習の対象となりませんが、ルールを守って安全運転を!!)



自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。